

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会 会報 No. 47／発行：2024年3月

〒612-0066

京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1

ヨ一ホ桃山105号 市民測定所氣付

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798

E-mail: shien_kyoto@yahoo.co.jp

http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/



3月1日は、原発賠償京都訴訟の第21回控訴審（大阪高裁）でした。原告と支援する会スタッフは11時に裁判所に向かいの公園に集まり、裁判所一周パレードで使う風船を膨らま

せプラスチック棒に括りつける作業を行ないました。風船には「原発事故は国の責任です！」、「牧裁判長！勇気を持つて判断を！」の文字が印刷されています。

入院して前回期日には
来られなかつた橋本宏
一さん(支援する会共
同代表)も参加し、「5
月に結審、わたしの回
復が早いのか、判決が
早いのかという状況で
痛いのなんのって言つ
ておれない。法廷の外
から声をあげるのが大
事」とあいさつ。田辺
弁護士は「最高裁の不
当判決には専門家から
もおかしいという声が
上がつてゐる。国連特
別報告者ヒメネス・ダ

マリーサンは報告書の中、日本政府が福島は今も緊急時被ばく状況だと言ったという。本来は帰還していいよという状態は1~20ミリSvの下半分から選ぶべきだと書いている。避難を続ける権利を認めさせないといけない」と発言。それらの合間に、最近大坂高裁前の宣伝行動で歌っているという

途中で同じ日に開催されていた避難者の住宅追い出し裁判の応援に行く人もいて、残る100名弱の参加者たちは風船を手に持ち、「権限行使 違法です」「忖度判決 お断り」などとコールし、時々替え歌を歌いながら裁判所の周りをパレードしました。

集まつて来る人たちに本日のスケジュールや替え歌の歌詞を書いた紙やプレゼントと一緒に風船を渡していく、12時30分にアピール集会開始。原告が順番に挨拶に立ち、「最高

控訴審もいよいよ結審！

第22回結審期日

5月22日(水)14時00分開廷

※傍聴抽選券配布や下記の時間などの詳細が
わかりましたら支援する会の web サイト等で
お知らせします。

- ・集合場所：西天満若松浜公園
(大阪裁判所正門向かい側)
 - ・報告集会：府立中之島図書館3階多目的スペース？

事前集会・裁判所一周パレードがある
一緒にコールをして歩きましょう！



控訴審第21回期日報告

3 / 1



法廷にはここ数年で最も多い15名の原告が出廷しました。

森田弁護士のプレゼン要旨

原告15名が、裁判官の真正面(本人尋問の際に順番を待つて座る待機席)にずりりと並んだ姿は傍聴席から見ていて圧巻でした。

①森田基彦弁護士のプレゼンは、最高裁判決(2022年6月17日)についての「吉村教授、下山教授による評釈」に基づいて、最高裁判決論部分の問題点を指摘するというものでしたが、かなり長い

今回は原告側の森田弁護士と田辺弁護士によるプレゼンが行われました。こうした姿は傍聴席から見ていて圧巻でした。

さらに、東電だけではなく国を被告として提訴した理由を訴状から引用し、「損害の完全なる賠償を求める」と共に、国が「本件事故の被害者全員に対して個人の尊厳を回復する措置」を求めることがあります。この上でも、6・17最判についての両教授の評釈の紹介に入られました。

こうしたプレゼンを作った理由について、森田弁護士は報告集会で「最高裁が

「はじめに」がありました。京都訴訟の訴状の冒頭を引用し、「環境汚染は今後数十年は続く、コミュニケーションは元には戻らない、△避難により別居した家族の時間は取り戻せない、△健康被害の不安は計り知れない、△こうして被害は金銭賠償によって解消されるものではない、△この状況は今も継続しており、裁判が終わっても続くことを指摘。

さらに、東電だけではなく国を被告として提訴した理由を訴状から引用し、「損害の完全なる賠償を求める」と共に、国が「本件事故の被害者全員に対して個人の尊厳を回復する措

めの科学技術への即応が求められる」をもとに国の作為義務を認定し、それに基づいたとしても「本

判決を出すと高裁が全て右倣えをしている現状を考え、裁判所に対しても、裁判所の責務とは何なのか、原告の苦しみとは何なのかを誠実に判断して頂きたい」という趣旨の説明をされました。

③の結果回避可能な訴訟で争点となる①予見可能性②国等の規制権限の内容③結果回避可能性のうち、6・17最判は①と②を明示している。しかし、特に②が不明確である結果、因果関係の判断が曖昧になる。「ここに多数意見の重大な欠陥がある」と評されている。早稲田大学の下山教授も、本来は規制監督者(経産大臣)に課すべきであった「高度の安全義務」、加えて「最新の科学的技術への即応義務」を課さなかつたことを立証させている。こうした問題点を踏まえて下山教授は、6・17最判は「見直されべき」と述べている。

こうした立証方法で、田辺弁護士のプレゼン要旨

◆溢水勉強会についての補足(要点だけを記します)

- ・国は、溢水勉強会に津波に対するAM(アクシデントマネジメント)対策を講じさせて方針であった。
- ・国は、東京電力の圧力を屈して、IAEA(国際原子力機関)のセイフティガイドライン(原発規制において)についての判示

は、深刻な災害が万が一にも起こらない溢水勉強会で行なった。電力会社が加わった溢水勉強会において、規制の指向性まで定められるという異常な経過を辿った。国は当初の方針どおりであれば、本件事故の発生が回避できた。しかし、その作業は、長期評価による敷地高さを超える高さの津波が予見可能であることを前提とする、水密化措置を講じさせなかつたことには、国賠法上の違法要素としての結果回避義務違反が認められる。

・プラントを水密化していないことは、IAEAセイフティガイドを逸脱しておらず、施設として有するべき通常の安全性を欠いた状態であるから、その状態を放置することは津波の予見可能性に関係なく国賠法上の違法性を有する行為である。

ドを逸脱した指導を溢水勉強会で行なった。電力会社が加わった溢水勉強会において、規制の指向性まで定められるという異常な経過を辿った。国は当初の方針どおりであれば、本件事故の発生が回避できた。しかし、その作業は、長期評価による敷地高さを超える高さの津波が予見可能であることを前提とする、水密化措置を講じさせなかつたことには、国賠法上の違法要素としての結果回避義務違反が認められる。



◆国内避難民の権利
に関する国連特別報
告者の報告書について



7日まで日本で調査を行ない、昨年5月24日に報告書を国連人権理事会に提出した。日本政府は、「国連や人権理事会としての見解ではない」とか、「その勧告に法的拘束力はない」などと言つてゐるが、特別報告者は人権理事会がもうけた特別手続きという制度のひとつであり、人権理事会から個人の資格で任命された独立

を尊重するべき関係にある。

国際人権は、条約に基づく権利であり、その条約を締結した国の政府にはその人権について尊重し、保護し、充足する義務がある。特別報告者は単なる一私人ではなく、国際人権を擁護するための制度であり、特別報告者から勧告を受けた

る指導原則」が存在する。条約そのものではないが、国際人道法及び国際人道法を反しているものだ。

現存被ばく状況となる。そして、現存被ばく状況における参考レベルは、年間1ないし20ミリSvのバンドの下方部分から選択することを求めている。日本政府が説明した緊急時被ばく状況の参考レベル（年間20～100ミリSv）よりもずっと低い基準になることが分

するとともに、「強制的」避難者と「自主的」避難者が同じ医療サービスの恩恵を受けられるようになる」と勧告している。

また、報告書の最終章には結論が書かれているが、そこでは「放射線は心配ないとする情報のみを提供し、避難民よりも帰還者に手厚い支援を行なう」と書かれている。

◆報告集会

◇川中宏弁護団長

今日の皆さんは最終盤に入つて、大相撲の立ち合い前のようすに顔つきが変わつて来ている。今日のプレゼンはこの事件の核心を突き、6. 17 最高裁判決の問題点を分かりやすく陳

あの判決を書いた菅野裁判長は定年退職後すぐに巨大法律事務所の顧問になつた。東電の代理人を務める弁護士が所属する事務所だ。

われわれはそれぐらいた大きな相手と闘つている。5月22日の結審を迎へ、年末に判決が出るだろうから、追及の手を緩めることなく大きな運動をお願いした

◇森田基彦弁護士
(今回なぜプレゼンの
枠を超えるようなな
のにしたのかを説明
されました。プレゼン
要旨を参照のこと)

◇橋本宏一さん(支援する会共同代表)

◇田辺保雄弁護士

れた I C R P (国際放射線防護委員会) の最新の勧告 146 について触れている。この勧告に基づけば、避難指示を解除される地域は、緊急時被ばく状況ではなく、

また、健康に対する権利については、特に子どもに対する年間20ミリSvの被ばく基準の妥当性を再検討することを勧告

最後に牧賢二裁判長から次回期日（5月22日）をもって審理を終結する旨が伝えられました。いよいよ結審です。

12月の期日は椎間板ヘルニアで入院していく歯がゆい思いをしていました。今日は何とか参加できて喜んでいる。皆さんのが

力と13年間がつぶり
四つに組んで闘つて
来ている。今日の
レゼンは、1つは国
の担当者はきっちり
しないといけないし

◆報告集会

◆川中宏弁護団長

闘いを見ている

思つて いた。それを掘り起こして くださつたのが添田孝史さんなどジヤーナリストの方々だつた。2つめが国際人権について。国連特別報告者のヒメネス・リードさんは2018年に来たいと言つたのに国は放つたらかにして いた。そこで「実現する会」を作り、多くの方々の協力を得て訪日調査を実現した。報告書が出てからも国は翻訳をしないので、今日も来ておられる小橋さんなど英語のできる方に協力いただき、「反げんばつ新聞」の仮訳を提供してもらい、それを市民自ら翻訳して裁判所にも提出できた。

一人ひとりは小さな存在だが、こんな事は許せないと正義感が結集することでこの裁判が成立している。次回ようやく結審を迎えることになった。判決は恐らく11月か12月くらいに出るだろう。結審した後も世論に訴えかけていかないといけない。弁護団

◇原告団の活動報告
(堀江さん)

(城江さと)
この間、

つてきた。①各地の訴訟の応援、②大阪高裁前での宣伝行動と各集会でのアピール、③署名活動。高裁で立て続けに「国に責任なし」の追従判決が出たのを受け、これまで月に1回だった大阪高裁前での行動を1月から月2回に増やして取り組んでいる。

京都訴訟では原弁支三位一体で取り組んできた。京都で勝てなくてどこで勝つんだという気持ちでやっている。3月は12日と26日にやる。署名は5月22日に提出するが、その後も続けるのでご協力をお願いしたい。

◇原告団全国連の動きについて(支援事務局・上野)

「同行動」相談会が開かれた。これは認めさせる」の一点で結集し、逆流への反転攻勢に集中する」という全国連の活動方針の具體化だ。相談会には東電、刑事裁判、株主代表訴訟、子ども脱被ばく裁判、避難者住宅追い出し裁判、ノーモア原発公害市民連絡会、ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)、支援全国ネットワーク(福島原発被害者訴訟支援全国ネットワーク)、避難の協同センター、全国避難者の会など多くの団体が参加し、6月17日に共同行動を行なうこと、そのための実行委員会をつくることで合意した。そこまででいつたん持ち帰り、全国連の拡大役員会で確認した上で、実行委員会の体制についての提案を行なうことになつた。京都からも代表派遣をすることと共に、関西の地でも東京の動きと連携した行動をすることになつた。

◆原告の発言

今回は12名の原告が報告集会に参加し、前に出て発言しましたが、初めての方が3人おられたので、その方たちの発言を中心に紹介します。

◆○さん(夫)

自分自身が駄目なのかと考えたこともあつたが、今日の田辺先生の国際人権の話を聞いて、放射能の恐怖が発端であります、自分の命を守るために、「避難の権利」があることを実感した。

◇○わん(妻)

◇Kさん（娘）

なかなか裁判や原発反対の運動に参加できていながら、今日参加できたことは

なかなか裁判や原発反対の運動に参加できていないが、今日参加できたことは良かったと思つていい。避難当時7歳で、今年20歳になる。13年は長かったようでも短かつたようでもあるが、事故があつたことは変わらないし、繰り返してはいけないことで、成長するにつれて若者なりにできることをやつていきた。

他の原告からは、・今日は原告がこれだけ本気で集まつて来た。

・「自立できるんだから、もういいでしょ」と言われるこそがあるが、それはそれで別の話。責任は責任として追及しなくてはいけない。

・來たくても來れない原告も一杯いると、思うが、その人らも暮らしのため、子どものために頑張つてるんだなと思う。私



たちの主張が裁判長に届くことを願つて

・体調を崩して以前のように活動できない状態が続いている。いま中華統一をめざす「ギングダム」にはまつ

ているが、京都原告団の熱い思いはそれ負けないくらいだ。13年を振り返ると、自分の力以上に頑張ることができたのかなと思う。これ

も支援の皆さまのお蔭だ。

・3・11以前は当

たり前だったこと―子どもを外で遊ばせたり、洗濯物を外に干したり、安全な食べ物を食べたりーを取り戻したい。なかつたことには絶対させたくない。

・結審の案内チラシは私の娘に作つてもらつた。最初はバッタの色がベージュだったが、皆が明るい気持ちになるようにグリーンにしてもらひ、原告や事務局メンバーからいろいろな意見をもらつて完成了。

・かながわは勝つと思つていた。かながわからバトンを受け取つた。なんとか完全勝利をかちとりた

・いま無職なのであちこちの応援に行つてゐる。関東の仇は関西で取ると誓つてきただので、勝たないといけない。などの発言がありま

た本行忠志・大阪大

学名譽教授も参加し

た京都の裁判が『最後の砦』と言わ

れました。

◇奥森事務局長の訴え

本日は原告15名が

参加し、風船パレードでわれわれの本気

度を示した。勝ち筋

の取り組みをしてい

ることを確認した

い。京都の裁判が

域外の賠償額を減額

するという判決も出

している。高裁レベル

では国の責任を認め

ないだけでなく、区

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ているから大丈夫と

いう状況ではない。

京都地裁判決は、国

と東電の責任を認

め、原賠審の「自主

的避難等対象区域」

を大きく超えて福島

県の県南地方・会津

地方・茨城・栃木・

千葉についても「避

難の相当性」を認め

た。避難期間も避難

開始から2年間と他

所の判決と比べても

非常に踏み込んでい

る。しかし他方で仙

台などの避難の権利

が認められなかつた。そして賠償額が少ないと

大阪高裁に控訴して

証言台に立たれ

ておられました。本

行先生は「国は、被

ばく線量は非常に少

ないので甲状腺がん

ができるはずがない

と主張している。そ

れはUNSCEAR

(国連科学委員会)が

推定した数値を根拠

にしている。しかし

UNSCEARの報

告書には問題点が1

30くらいあつた。

低線量でも個人差が

あって放射線に弱い

人もいる。誰が見て

もおかしいことはし

つかり言つていかな

いといけない」と述

べられました。

そのあと、千葉県

原発訴訟の原告と家

族を支援する会の小

丸さん、ひょうごの

ばかりかサポートチ

ームの松本さん、関

西訴訟の白倉弁護

士、グリーン・アク

ションのアイリーン

さんと京都大学に留

生、大飯差し止め訴

訟の吉田事務局長か

ら連帯の挨拶を受け

ました。

最後に支援する会

会場には、関西訴

訟で証言台に立たれ

ました。

最後に支援する会

の奥森事務局長が訴

えておられました。

京都の裁判が

最後の砦

として、風船パレードでわれわれの本気

度を示した。勝ち筋

の取り組みをしてい

ることを確認した

い。京都の裁判が

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ている。高裁レベル

では国の責任を認め

ないだけでなく、区

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ているから大丈夫と

いう状況ではない。

京都地裁判決は、国

と東電の責任を認

め、原賠審の「自主

的避難等対象区域」

を大きく超えて福島

県の県南地方・会津

地方・茨城・栃木・

千葉についても「避

難の相当性」を認め

た。避難期間も避難

開始から2年間と他

所の判決と比べても

非常に踏み込んでい

る。しかし他方で仙

台などの避難の権利

が認められなかつた。そして賠償額が少ないと

大阪高裁に控訴して

証言台に立たれ

ておられました。

京都の裁判が

最後の砦

として、風船パレードでわれわれの本気

度を示した。勝ち筋

の取り組みをしてい

ることを確認した

い。京都の裁判が

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ている。高裁レベル

では国の責任を認め

ないだけでなく、区

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ているから大丈夫と

いう状況ではない。

京都地裁判決は、国

と東電の責任を認

め、原賠審の「自主

的避難等対象区域」

を大きく超えて福島

県の県南地方・会津

地方・茨城・栃木・

千葉についても「避

難の相当性」を認め

た。避難期間も避難

開始から2年間と他

所の判決と比べても

非常に踏み込んでい

る。しかし他方で仙

台などの避難の権利

が認められなかつた。そして賠償額が少ないと

大阪高裁に控訴して

証言台に立たれ

ておられました。

京都の裁判が

最後の砦

として、風船パレードでわれわれの本気

度を示した。勝ち筋

の取り組みをしてい

ることを確認した

い。京都の裁判が

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ている。高裁レベル

では国の責任を認め

ないだけでなく、区

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ているから大丈夫と

いう状況ではない。

京都地裁判決は、国

と東電の責任を認

め、原賠審の「自主

的避難等対象区域」

を大きく超えて福島

県の県南地方・会津

地方・茨城・栃木・

千葉についても「避

難の相当性」を認め

た。避難期間も避難

開始から2年間と他

所の判決と比べても

非常に踏み込んでい

る。しかし他方で仙

台などの避難の権利

が認められなかつた。そして賠償額が少ないと

大阪高裁に控訴して

証言台に立たれ

ておられました。

京都の裁判が

最後の砦

として、風船パレードでわれわれの本気

度を示した。勝ち筋

の取り組みをしてい

ることを確認した

い。京都の裁判が

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ている。高裁レベル

では国の責任を認め

ないだけでなく、区

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ているから大丈夫と

いう状況ではない。

京都地裁判決は、国

と東電の責任を認

め、原賠審の「自主

的避難等対象区域」

を大きく超えて福島

県の県南地方・会津

地方・茨城・栃木・

千葉についても「避

難の相当性」を認め

た。避難期間も避難

開始から2年間と他

所の判決と比べても

非常に踏み込んでい

る。しかし他方で仙

台などの避難の権利

が認められなかつた。そして賠償額が少ないと

大阪高裁に控訴して

証言台に立たれ

ておられました。

京都の裁判が

最後の砦

として、風船パレードでわれわれの本気

度を示した。勝ち筋

の取り組みをしてい

ることを確認した

い。京都の裁判が

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ている。高裁レベル

では国の責任を認め

ないだけでなく、区

域外の賠償額を減額

するという判決も出

ているから大丈夫と

いう状況ではない。

京都地裁判決は、国

と東電の責任を認

め、原賠審の「自主

的避難等対象区域」

を大きく超えて福島

県の県南地方・会津

地方・茨城・栃木・

千葉についても「避

難の相当性」を認め

た。避難期間も避難

開始から2年間と他

所の判決と比べても

非常に踏み込んでい

る。しかし他方で仙

台などの避難の権利

が認められなかつた。そして賠償額が少ないと

大阪高裁に控訴して

証言台に立たれ

ておられました。

◆原告団の活動報告

「3月9日(土)は、京都の円山音楽堂で「バイバイ原発3・9きょうと」、滋賀県大津市膳所城跡公園では、「びわこ集会」が開催されました。それぞれの集会に原告団が参加しスピーチをさせていただきましたので、ご紹介します(ただし、紙面の都合上、発言の一部をカットしています)。

バイバイ原発3・9きょうと

◆堀江みゆきさん
私たち原発賠償
京都訴訟の原告と支
援者です。皆さまに
はいつもご支援いた
だきまして心より感
謝申し上げます。
2013年9月
に国と東電に損害賠

だきまして心より感謝申し上げます。

する高裁判決が続いている。私たちの裁判は5月22日で結審となります。この最高裁の判決に従する流れを何としても京都訴訟でくい止め、国の責任をしつかり認めさせなければなりません。そのためには、毎月の大阪高裁判などに取り組んでいます。

原発事故から13年
が経とうとしていま
すが、あの日を境に
私たちの生活は一変

◆原告団の活動報告

3月9日(土)は、京都の円山音楽堂で「バイバイ原発3・9きょうと」滋賀県大津市膳所城跡公園では、「びわこ集会」が開催されました。それぞれの集会に原告団が参加しスピーチをさせていただきましたので、ご紹介します(ただし、紙面の都合上、発言の一部をカットしています)。

✿バイバイ原発3・9きょうと

◆堀江みゆきさん
私たちも原発賠償
京都訴訟の原告と支
援者です。皆さんに

だきまして心より感
謝申し上げます。

2013年の9月
に国と東電に損害賠
償を経て、現在は大阪高裁で控訴審を開いています。

3月に京都地裁の判決を経て、現在は大阪高裁で控訴審を開いています。先日、連絡してきました原告は、「自分の生まれ育った場所ではなくとも、心豊かに暮らしていた平穏な場所が奪われ、国や東電は何てことをしてくれたんだ」と今でも怒っていると話していました。

昨日6月17日の最高裁判決以降、「國に責任なし」とい

う、國の責任を否定する高裁判決が続いている。私たちの裁判は5月22日で結審となります。しかし最高裁の判決に従つかり認めさせなければなりません。

止めて、國の責任を認めさせなければなりません。そのためには毎月の大阪高裁判宣伝行動や署名活動などに取り組んでいます。

この原発事故は私たちだけの問題ではなく、子どもたちや次の世代、動物や自然など、あらゆるものに影響を及ぼすもののです。そして、この裁判で勝ち取る判断は、すべての人の命が守られ安心して暮らせる社会にしていくため、みんなの人権を守るために、絶対に勝ち取らなければならぬもので

◆堀江麻菜美さん

◆堀江麻菜美さん

してしまいました。どんなに時間が経つても、あの時経験した不安な思いや悲しみ、怒りは消えることはなく、今なお苦しい思いを抱えたままの原告が多くいます。先日、連絡してきた原告は、「自分の生まれ育った場所ではなくとも、心豊かに暮らしていく平穏な場所が奪われ、国や東電は何てことをしてくれたんだ」と今でも怒っています。

時、福島県の会津若松市で暮らしていく
したが、2011年の夏に家族と関西へ
引っ越してきまし

も、情報が出てきたのは二週間ほど経つてからだつたと記憶しています。出てきた情報も何度か訂正されました。原発周辺の放射線防護施設のうち、2つの施設は使うことができず、閉鎖したそうです。そのうち1つは被ばくを防ぐ機能を維持できなかつたこと。

◆川崎安弥子さん

◆堀江麻菜美さん 私は原発事故当時、福島県の会津若松市で暮らしていましたが、2011年の夏に家族と関西へ引っ越ししてきました。私たちが関西へ引っ越す契機となつた東日本大震災から、11日で13年となります。ついこの2月にも、福島第一原発では火災警報器が作動し、水蒸気が発生しているのが確認されたものの、詳しい状況が確認できないうままでがんばりますので、どうかさらなるご支援をよろしくお願いします。

福島第一原発での大きな事故があつてもなお、こうです。その周辺に暮らす人たちの安全なんて、どうせ考えてないんだろうなと。こんな人たちに原発なんて危なつかしいものを任せせておけないだらうと怒っています。仮に必死で対応していくべきださつていたのだとしたら、必死にやつてそれなら今の日本では手に余るのでも、即刻運用を止めかっています。原発は日本が持つべきではない、すべて廃炉

も、情報が出てきたのは二週間ほど経つてからだつたと記憶しています。出てきた情報も何度も訂正されました。原発周辺の放射線防護施設のうち、2つの施設は使うことができず閉鎖したそうですが、そのうち1つは被ばくを防ぐ機能を維持できなかつたとのこと。

福島第一原発での大きな事故があつてもなお、こうです。その周辺に暮らす人たちの安全なんて、どうせ考えてないんだろうなと。こんな人たちに原発なんて危なつかしいものを任せせておけないだらうと怒っています。仮に必死で対応していくべきださつていたのだとしたら、必死にやつてそれなら今の日本では手に余るのでも、即刻運用を止めかっています。原発は日本が持つべきではない、すべて廃炉

それにもかかわらず、東電の説明責任から逃れ続ける態度はなんなのでしょう？

ちを切り替えて、暮らす場所は離れていた。家族は家族、家族の無事を信じきる一念で精神のバランスを取り戻し、今までの12年間を生活していました。

家族のことを思わない日は一日たりともありませんので、震災から13年もたつたという実感はありません。時は止まつたままです。いつの間にか3人の子どもたちは成人しました。本来であれば、子ども3人を茨城の自宅から巣立たせたかった。

本当に欲しいものは、返してほしいものは、時間を巻き戻して放射能を消して、普通に暮らせたはずの13年間です。

原発がなかつたらこんなことにはならなかつたのです。

人間には、時間に戻すことは不可能で、人間が作った原発を止めることはできませんでした。原発を止めるためにも原発と支援の会の皆様は、本当にこれでもかと言ふほど頑張つてくださいました。

京都訴訟の弁護団

ださつて、涙ぐまし

◆萩原ゆきみさん

私は「政府も学校

もマスクも夫さえ

も子どもを守つてくれない。私しか子どもを守れないのだ」と感じ続けた絶望の日々を忘れません。

しかし、それを支え続けて下さった方々が居られた事、絶望の日々に一筋の光があつた事、そして今もこうして皆様が様々な形で声を上げ続けて下さっています。

公正な判決を求め

る第2次署名に大き

い確率が高くなりま

す。民意が高ければ

強い応援が、圧倒的

な民意の力が必要で

◆ 福島敦子さん

私は原発賠償京都訴訟の原告、大飯原人福島敦子です。

発差止京都訴訟世話会をいたしました

皆さまには発言の機会をいたしました。心より感謝申し上げます。

さて、能登半島地震。正月に多くの方が被災し、避難生活を余儀なくされています。まだまだ、ラインなど不便を強いられています。原発の状況詳細は知られていません。避難した被災者

が、能登半島地震。正月に多くの方が被災し、避難生活を余儀なくされています。まだまだ、ラインなど不便を強いられています。原発の状況詳細は知られていません。避難した被災者

としては、心落ち着きません。福島原発事故で、敷地内からたくさん放射性物質が大量に放出します。

したがって、裁判所にかかると一方的に追及されたり、裁判をかけられたり。区域内にのみある医療費減免措置は毎年毎年要請などの行動をしてかろうじて残つてている状況です。子どもたちの小児甲状腺がんの実態にもち

やんと向き合わないといけないのに、国と東電は無責任な態度です。私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

5月22日、大阪高裁前。事前のアピール集会から参加お待ちしております！

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。

私たちの裁判にうか関心を寄せ、支援してくださいました。